

社会福祉法人明石恵泉福祉会行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年 4月 1日～2030年 3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：2025年10月までに、所定外労働を削減するため、毎月残業の調査を行い改善策を明確化し、全職員が月の残業時間を20時間以内とする。
また、ノー残業日を月1回設ける。

<対策>

- 2025年 4月～ 所定外労働の現状を把握
- 2025年 6月～ 社内検討委員会での検討開始
- 2025年10月～ ノー残業デーの実施
管理職への研修（年2回 9月翌年3月）及び社内報などによる社員への周知
（毎月）各施設全体チャットで通知

目標2：2026年 1月までに、育児休業の取得率を対象となる女性 100%
男性 80%以上とする。

<対策>

- 2025年 4月～ 育児休暇の取得状況について実態を把握
- 2025年 6月～ 社内検討委員会での検討開始
- 2025年10月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 2026年 1月～ 育児休暇取得に向けた相談窓口を設置するとともに啓発ポスターを職員食堂にて掲示し利用促進を図る

以上